

平成30年度第3回 奈良県住生活推進委員会 議事概要

日 時：平成30年11月26日（月）14:00～16:00

場 所：やまと会議室 3階 大会議室

出席委員：大月委員長、岡井委員、佐藤委員、寺川委員、真山委員、三浦委員

出席関係課室：地域政策課、地域福祉課、介護保険課、地域包括ケア推進室、
地域デザイン推進課、都市計画室、建築安全推進課

事務局：住まいまちづくり課

住生活推進委員会傍聴要領及び情報公開条例第7条により公開。傍聴人はなし。

議事（1）奈良県高齢者居住安定確保計画の改定について

奈良県高齢者居住安定確保計画の改定について、資料1，2を基に、事務局より説明。

<主な意見>

・(委員) 資料1の2ページ目、奈良県高齢者居住安定確保計画（平成26年9月）（以下、「現行計画」という。）の施策の取り組み状況があり、それらを改定素案（平成30年11月時点）に記載するにあたり、どの施策の柱に組み換えるのかが分かりやすく色別に表現されていて、非常に良くできていると思う。また、新たなセーフティネット制度についての記載もあり、それをどこに組み込むのかも表現されている。せっかくなので、時間次第だとは思いますが、計画本文に盛り込んでみてはどうか。

・(委員) 資料1の2ページ目、「サービス付き高齢者向け住宅の供給促進」について2，600人分の登録に対して2，265戸の登録となっているが、単位を揃えられないのか。

・(事務局) 登録戸数以外のデータがあるか確認し、検討します。

・(委員) 資料1の2ページ目、実線と点線で取り組み状況を分類しているが、サービス付き高齢者向け住宅（以下、「サ高住」という。）も有料老人ホームも、取り組みはされていると思うが、「目標値等に到達していない」という意味で点線での囲い（取り組み途上のもの）にしているのか。

・(事務局) はい。おっしゃるとおりです。

・(委員) わざわざマイナスに感じられる表現をする必要はないと思うので、取り組み状況について、再度検討してみてはどうか。

・(事務局) 分かりました。

・(委員) 資料1の2ページ目、「公営住宅の供給推進」について、高齢者に対する取り組み状況を特記してはどうか。

・(委員) 資料1の2ページ目、「賃貸住宅の居住支援の充実」について、居住支援法人の指定の実績についても記載してはどうか。

・(委員) 資料1の2ページ目、(独)都市再生機構が実施している高齢者に対する取り組みについても特記してはどうか。

・(委員) バリアフリーリフォームについて、資料2の奈良県高齢者居住安定確保計画(素案)(以下、「改定計画(案)」という。)の本文に記載があるので、資料1の2ページにもその記載がある方がいいのではないか。県や市町村でそういった支援は現在されているのか。

・(事務局) 介護保険を活用した支援はありますが、それ以外の支援は原則行っていません。支援の有無は市町村によります。

・(委員) 資料1の2ページ目、改定素案(平成30年11月時点)の1つめの施策の柱に「供給・管理・リフォーム等支援」とあるが、リフォームについての記載が施策の取り組み状況に見られないので、記載を検討してはいかがか。

・(委員) 「住宅部局と福祉部局で連携している」旨は記載しなくて良いのか。縦割り行政の打開という雰囲気がかがえて良いのではないか。

・(委員) 新たな住宅セーフティネット制度の創設により実施される具体内容を、箇条書きでも構わないので、記載する方がその内容は分かりやすくなると思う。

・(委員) 資料1の2ページ目、改定素案(平成30年11月時点)の3つめの施策の柱に「相談」もあると、現状に沿っていて分かりやすいと思う。

・(事務局) 「住宅部局と福祉部局で連携している、連携を強化していく」ことについて、住宅部局や福祉部局、県や市町村など様々な団体が会員となっている奈良県居住支援協議会の設立等の記載を検討します。ただ、情報量の限界もあるので、すっきりまとめて、いかに必要な情報を伝えられるかだと思います。

・(事務局) 新たな住宅セーフティネット制度の創設により実施される具体内容や改定素案(平成30年11月時点)の3つめの施策の柱に「相談」の記載はできると思います。

・(委員) 資料1の2ページ目、「高齢期の暮らしを支える地域づくりの推進」という施策の方向性の列に、自宅からの住み替えを希望する高齢者への支援や、高齢者に新しい住まいをどのように紹介するか等、近居を希望する人への取り組み支援を記載してはどうか。資料2の改定計画(案)の本文に記載があったように思うが、いかがか。

・(事務局) 近居を希望する人への取り組み支援施策は資料2の改定計画(案)の本文に記載はしていません。

・(委員) (独) 都市再生機構や(独) 住宅金融支援機構では近居に関する施策は実施していると思うので、知ってもらおうという意味でも記載してみてもどうか。

・(委員) 資料1の3ページ目にあるベン図のようなものがやや分かりにくい。1ページ目のものは分かりやすいが、内容としては同じものではないのか。

・(事務局) 少し異なった視点で作成をしています。3ページの図では他計画の内容との重なり具合を表現し、1ページの図では法律の位置づけと国と都道府県と市町村との関係を表現しています。

・(委員) 法律の立て付けはこう、奈良県の連携としてはこう、それらが分かりやすいようにするほうがすっきりするのではないかと。

・(委員) 資料1の3ページ目、課題⑤「分野横断的な取組が必要」とあるが、「取組の必要性」や「取組の強化」など、表現を変えるべきではないかと。

・(委員) 資料1の4～6ページを、今後どのように扱われるのかは分からないが、4ページ目がやや分かりづらく感じる。おそらく表現のしかただと思う。

・(委員) 資料1の6ページにある施策の推進方策「庁内及び行政間、公的主体、民間との連携」にある連携に関するイラストについて、全体の輪っかは、県居住支援協議会とは異なるものと思われるので、県居住支援協議会を示す輪っか等をどこかに表現する方が良いと思う。

・(事務局) 資料1の4ページ目について、より分かりやすくなるように他のページを参考に「解説」や「考え方」といった項目も入れる事を検討します。

・(事務局) 資料1の6ページにあるイラストについて、おっしゃるとおり、輪っかは県居住支援協議会ではありません。県居住支援協議会のイメージが伝わるような表現を検討してみます。

・(委員) 確認だが、資料1は今後どのように使っていくのか。資料1の3～6ページを概要版のようなものにされるのではと思うが。

・(事務局) おっしゃるとおり3～6ページの資料をもとに概要を作りたいと思っています。なお、パブリックコメントでは、改定計画(案)本文のみを意見対象とする予定です。

・(委員) 先の意見と同様だが、資料1の2ページ目は、よくまとまっていると思う。ただ、取り組み状況の判断が明確でないように思う。また「取り組み途上」はとてもネガティブな印

象を与えるので「取り組み中」などにされてはどうか。

・(委員) 資料1の2ページ目で、現行計画では施策の方向性は5つあり、それを改定するにあたり、ただ組み替えているだけに見えてしまい、新鮮味に欠ける印象を受ける。改定計画(案)の売りが見えないという印象。資料があくまで整理用として作成していて、他でしっかり改定計画の売りを表現するのならよいと思うが。また、「新たなセーフティネット制度の創設」だけが新しいものといった様子で記載されているが、かえて新しいのはこれだけかと思われてしまう。

・(委員) 資料1の3ページ目、「3. 高齢者の居住の安定の確保に関する基本目標」が一番下にあるが、資料2の改定計画(案)の本文では中盤(「課題」と「施策」の間)に記載されている。資料2の改定計画(案)の本文と同一の流れにした方がよいのではないか。

・(事務局) 資料1の2ページ目の取り組み状況について、ご意見を踏まえて、定性的な目標設定がされている施策等については、取り組みを行っているものは「実施したもの」に整理しても良いと思っている。ただ、定量的な目標設定がされている施策等については、「取り組み途上のもの」と整理せざるを得ないのではないかと考えている。また、現行計画の策定期間内で、できたこととできていないことを整理したうえで改定計画との関係を説明することが求められています。引き続き表現方法等を検討します。

・(委員) 目標の達成が「できたもの」「できなかったもの」「ほぼできたもの」「もう少し頑張らないといけないもの」といったそれくらいの分類分けが必要かもしれない。

・(委員) そもそも、線の種類のみで分類することが得策なのかという疑問もあるが。

・(事務局) 一目見て分かるような表現も求められているため、このような表現方法にしています。

・(委員) 資料1の2ページ目は説明資料という扱いをされるということだと思う。今回の計画は改定計画なので、計画本文中に、改定のポイントや視点を記載してはどうか。その方が、誤解は少なくなると思う。

・(委員) また、資料1の2ページ目、「サービス付き高齢者向け住宅の供給促進」に関連して、現在の登録住戸について、どういう規模のものがどういう家賃等の状態で供給されているのか、を分析してみると、現状の反省点や課題を見つけるうえで材料のひとつになると思うが、いかがか。市場に任せて登録や供給促進をしていると、行政として望んでいるあり方との間に齟齬がある場合は、それが課題として整理することができ、それを解消するための施策に取り組む必要性が出てくるといった流れがあると思う。

・(委員) 同様のことは、例えば資料1の2ページ目、「地域包括支援センターの機能強化」についても言えると思う。機能強化を達成した後、強化された機能をもった地域包括支援センタ

一とどのように連携していくのか、など。

・(委員) ぶつぶつ途切れるのではなく、流れの中の次の一步が重要な施策の取り組みになるはずなので、現行計画の施策の達成状況から整理される課題を見つける作業をしてみてもいいか。その整理の結果は、例えば計画本文中、資料2でいうと26、27ページの前後に記載してはどうか。

・(委員) 現行計画の施策の達成状況が、直感的に、どこまで到達したかが分かるように、見える化する作業をしてみてもいいのではないか。今から行う作業として適当かどうか分からないが。

・(委員) 改定計画の記載内容について検討したり議論したりするときに、説明しやすいし分かりやすいと思う。新規計画ではなく改定計画なので、施策の達成状況から整理される課題は大きなポイントになると思う。

・(事務局) 資料配布をしていないが、県内サ高住の入居率・家賃の状況・公共機関からのアクセスについて、当課で実態分析を行いました。現在入居率は80%ほどだったので、住宅の供給数が足りていないとは必ずしもいえないと分析しています。そのため、新規の供給促進策等は行わずに、引き続き現在の取り組みを進め、供給促進を図っていくことを考えています。

・(委員) 入居されている方の要介護度に関する分析は行ったか。

・(事務局) 行ったが、結果として偏りは見られませんでした。分析前は、要介護度認定が3以上の方(施設に入所できる方)は、あまりサ高住に入居されていないのではないかと考えていたが、実態として、現在のサ高住に入居されている方の約3割が、要介護度認定が3以上であることが分かりました。逆に、自立の方は少ないことが分かりました。

・(事務局) 供給目標を設定するうえで、買い物等の日常生活が難しくなるとされる要支援2、要介護1、要介護2の認定を受けておられる方を入居のメインターゲットにしながら、要介護度認定がそれ以上の方も、現状の入居実態を踏まえて供給目標量を設定しています。

・(委員) 奈良は、持ち家率が高く自宅に住み続けたいという高齢者がほとんどとのことだったので、持ち家に住んでいて介護がある程度必要になった方が、サ高住に転居されるパターンが多いのではないかと。大阪のように持ち家率が低い地域だと介護の必要性のみに依らず、住み替えを検討する中で、サ高住などの高齢者住宅が選択肢として出てくる。奈良におけるサ高住は、介護施設の代替機能的なところが大きいのではないだろうか。また、県内のサ高住はそれだけで十分なのかといったところが気になる。

・(事務局) 介護施設の代替として扱われているのではないかとこの仮説は当課においても考

えました。実態分析の結果、特定施設の指定を受けているいわゆる介護型のサ高住は全体の22.1%で、それ以外のいわゆる住宅型のサ高住は77.9%でした。実態を見ると、介護が前提になっているとはいいがたいのではないかという結論になりました。

・(委員) どのような理由があってサ高住へ住み替えされるのか、例えば立地等の便利さを求めてであったり、高齢者の御家族が心配してであったり、どのようなパターンがあるのかは気になるところ。

・(委員) 確かにただ供給戸数を増やせば良いのか、というところではないと思う。

・(委員) 原則、サ高住に入居して介護を受ける方が、在宅介護より介護保険の利用割合が増える。介護保険を使うと1/8が県、1/8が市町村の持ち出しになるので、やはり、長期的な行政の戦略として望ましいのは、高齢者の方が地域に暮らし続けられるような支援をしっかりとすること。もともと奈良では、自宅に住み続けたい、地域に暮らし続けたい人が多くいらっしゃるという地域特性がある。その地域柄に添えていくことができれば、本人のためにも財政的にも良いということ。どれくらい地域に暮らし続けられるか、セーフティーネット住宅等の活用も含めて検討していくことが、奈良では必要だと思う。

・(委員) 改定計画(案)の大きな方向性として、ハードを提供するのみで課題解決できていた住宅行政から、ソフトも必要になってきていることを組み込むべきだと思う。今後、様々な問題を抱えた人たち、高齢者であれば生活困窮や認知症などがさらに増えていく。ソフトを提供するために、住宅部局は福祉部局をはじめとする福祉部門や民間と連携するべきだと思う。

・(委員) 例えば、介護保険料の増加具合を時系列で整理するなど長い目で見てみてはどうか。このまま介護保険料の負担を増やしていく訳にもいかないなので、やはり、地域で暮らし続けられるような取り組みを行っていくべきだと思う。

・(委員) また、地域という話題になると、高齢者のみではなく、若者の減少、空き家の増加、空き家の活用の仕方など、様々な問題が切り離せないと思う。

・(委員) 資料2の改定計画(案)の本文で、サ高住については29、30ページの「1. 高齢者の住まいへの支援」の「(2) 高齢者が住みよい賃貸住宅等の供給の推進」に記載されている。その部分に、現状分析の結果から見いだされた課題を踏まえて、県としてのサ高住の捉え方やコンセプトを記載してみてはどうか。

・(委員) サ高住の登録基準の見直しをされるのかは分からないが、現状分析を踏まえたうえで、例えば介護型のサ高住の供給を強化するのであれば、面積基準を緩和して、家賃を安くしてより供給するとか。また、例えば地域で暮らし続けるためのサ高住の供給を強化するのであれば、地域に開放するスペースを確保することを基準とするとか。そういった何か理念的なものが書かれていると良いと思う。

・(委員) 先の意見にあった、サ高住をはじめとする広義的な「高齢者住宅施策への構え」のような、課題解決のための取り組み施策の解説のようなものを、29ページの「1. 高齢者の住まいへの支援」と「(1) 高齢者が安心して暮らせるすまいづくりの促進」の間に記載されてはどうか。

・(事務局) 資料2の改定計画(案)の26、27ページの「2 高齢者の居住を取り巻く課題」に併せて記載をしています。

・(委員) 「1. 高齢者の住まいへの支援」はハード(住宅や施設)への支援、「3. 住まいの円滑な確保の支援」は住宅や施設といったハードを適切に提供するためのソフト支援といった構成になっていると思う。そういった施策の方向性やその構成について本文中のどこかに記載すべきではないか。

・(事務局) そちらも、資料2の改定計画(案)の26、27ページの「2 高齢者の居住を取り巻く課題」に併せて記載をしています。基本目標や施策に記載することも検討したが、重複すると思い、省いています。

・(委員) 多少重複していても良いのではないかと思うが、一度検討いただければと思う。

・(委員) 関係課はどういった分野の課で、また、それらの関係課とどのように連携されている、していくのか。それが資料2の改定計画(案)から見えにくい。

・(事務局) 資料2の改定計画(案)の42ページの「2. 行政内部及び行政間の連携」で、まだまだはじめの一步だとは思いますが、取り組みの進め方について記載しています。

・(委員) 前の話題に戻るが、資料2の改定計画(案)の28、29ページの内容から始めると、どうしても施策の表の羅列のように見えてしまう。

・(委員) 先にも言ったが、資料1の2ページ目を基に、施策の取り組み状況を踏まえた現在の課題を発見・認識する、それらの解き方の方向性を施策の柱として整理する、という2点をセットで認識しにくいのではないだろうか。そのため、例えばサ高住の供給目標量の設定がされているのは良いが、そもそもサ高住のことをどう思っているのだろうか、という点でとまってしまう。現行計画の施策の取り組みの状況と残された課題と現状のデータを踏まえながら、つながりが見えるように工夫してみてもどうか。記載場所は考えると難しいと思うが検討していただきたい。

・(事務局) 丁寧に記載するようにします。

・(委員) 資料2の改定計画(案)の35ページ以降、連携も含めて施策を掲載していると思うが、施策の担当課名の記載はできないのか。

・(委員) また、話題は変わるが、県営住宅等のストックをマネジメントできるのが住まいまちづくり課のメリットだと思う。また、それは関係課や連携課にとってもメリットではないだろうかと思う。

・(委員) 例えば、資料2の改定計画(案)29ページと35ページのそれぞれに「相談窓口」に関する施策の記載があると思うが、情報共有という連携はできているのか。

・(事務局) 資料2の改定計画(案)の40ページに「会議の実施」という施策を記載しており、その中で情報共有し、共通認識をもっていきたいと考えている。共通認識をもった後に、課題を分析し、それらを解決していく相談体制の構築を検討しています。まだまだはじめの第一歩といった状況下であるため、若干まわりくどい記載になってしまっています。

・(委員) 施策として「会議の実施」というのは見慣れない。

・(委員) 居住支援体制の構築のイメージがもう少し分かりやすくなればいい。「現在、担当課が各々で取り組んでいる施策等を取り込みながら、視野に入れながら…」とか。少し具体的に記載してみてはどうか。大事なことが数行で済まされてしまっている。

・(委員) 先の意見にあった、改定計画の新鮮味、施策の方向性(施策の柱)を5つから3つに整理せざるを得ない事情というのは、改定計画(案)の3つめの柱である「住まいの円滑な確保の支援」、資料2の改定計画(案)の39~40ページになると思う。情報を共有して、相談して、様々な情報を合わせて一元的に支援しますという取り組みのこと。今までの施策の取り組み方ではなかなか見えてこなかった課題等が、居住支援協議会の取り組みを通して少しずつ見えてきたり、空き家を通じた相談事業が高齢者の相談にもつながっているということが分かってきたり、3つめの柱である「住まいの円滑な確保の支援」が新しいコンセプトとしてかなり重要だと思う。また、その重要性への理解も求められている。

・(委員) そういう観点で他の施策の柱を見てみると、1つめの柱である「高齢者の住まいへの支援」では、ハードの数も質もしっかりしておかないといけない。2つめの柱である「高齢者が地域に住み続けるための支援」では、住宅分野と異なる分野(福祉、まちづくり、交通等)と一緒に高年齢者の生活環境を支援していかないといけない。それらも取り組まれていて、そして3つめの柱「住まいの円滑な確保の支援」が本丸です、と表現できたらいいと思う。3つめの柱が目玉と分かるようなポンチ絵等を改定計画(案)に入れてはどうか。

・(委員) 資料1の2ページ目、取り組み状況として「実施したもの」とあると「やり遂げたのもうやらないもの」という印象を与えてしまうかもしれない。勘違いされないようにする表現が必要だと思う。

・(委員) 資料2の改定計画(案)の37ページに記載されている施策の概要部分について、やや具体的な記載がされているものやおおまかな記載に留まっているものなど、表現のトーンが違うのが気になる。

・(委員) 資料2の改定計画(案)の37ページに「都市再構築戦略事業」とあるが、その概要から、高齢者との関係性が見られない。高齢者の視点も必要ではないか。

・(委員) また、パブリックコメントを行うにあたり、計画(改定素案)本文のみを意見対象とする予定とのことだったが、説明資料(概要ペーパー等)を併せて公開することができればより分かりやすいのではないかと思う。

・(事務局) 資料2の改定計画(案)の37ページにある「地域コミュニティの活動拠点としての県営住宅の集会所の活用」はすでに事業着手しているため、「…する」と具体性をもって記載しているが、「旧奈良県総合医療センター周辺地域まちづくり推進事業」は基本構想検討中とのことで、「目指します」といった書きぶりを行っています。事業の進捗具合によってその表現方法が異なっています。

・(事務局) パブリックコメントについては、参考資料を併せて公開できるかどうか、一度確認をしてみます。

・(委員) 資料2の改定計画(案)の38ページに「南部・東部地域づくり推進支援事業」とあるが、南部東部限定でいいのか。

・(事務局) はい。県には南部東部振興課という課があり、特に当該地域を支援していくという体制づくりがされているところです。

・(委員) また、資料2の改定計画(案)の35、36ページに「①医療・介護の提供体制の整備及び連携の推進」とあるが、前回委員会で意見として挙がっていた介護にならないための支援という内容は、この項目という理解でいいか。

・(事務局) はい。

・(委員) 資料2の改定計画(案)をめくっていると、やはり表形式になっている施策がどういうものかを見ると思うので、担当課の掲載についてまたご検討いただければと思う。

・(委員) 昨年度に改定した奈良県住生活ビジョン(平成29年12月)のように、マーク(スタンプ)は、何かあった方が分かりやすいとは思いますが、新しい施策についてのみ「NEW」をつけるなど。ただ、やぶへびになる場合は控えても良いと思う。表現の工夫といった話になってしまうが、表ばかりだと途中で疲れてしまうと思う。

・(委員) 資料2の改定計画(案)の41、42ページにある「施策の推進方策」について、新しい取り組みやその体制をつくります、とあるが、今ある取り組みや体制の有効活用という視点、例えば、「既存の施策や体制を活用しつつ…」等があっても良いのではないかと思う。現在ある施策や制度にうまく相乗りするようなかたち、取り込んだり一体化したりするイメージ。地域定住促進や地域包括ケアなど、みんなが知っている言葉に引っかけて分かりやすく表現するなど、工夫をしていただきたい。

・(委員) 資料2の改定計画(案)で、地域の設定をしていると思うが、奈良では先の話題でもあったが、南部東部地域が特色づけられることもある。山間部と平野部の両方がある東和圏域の設定はこれでいいのだろうかという引っ掛かりがある。東和圏域は扱い方が難しいところ。

・(委員) 資料2の改定計画(案)の41ページにある「1. 地域の特性に応じた施策の推進」とあるが、文章がだらだら続いているので、小見出しをつけて読みやすくしてほしい。

・(委員) 地域の設定には限界があるということ。

・(委員) パックにはできませんという特色が奈良にはあるのかもしれない。

・(事務局) 地域の設定を検討するうえで、様々な設定方法があります。例えば、庁内でも市町村の区分にはおおきく3つのパターンがあるように思います。福祉分野では5圏域、住宅(住生活)分野では4地域、国土利用の分野では3地域といった様子です。改定計画では、サ高住と有料老人ホームの供給目標量の設定など、やや福祉分野に近い考え方が必要な場面が多いため、福祉分野と同様に5圏域でまとめたいと考えています。

・(事務局) おっしゃるとおり東和圏域は扱い方が難しいと思っています。ただ、資料2の改定計画(案)の22、23ページに「圏域別 住居についての困りごと」「圏域別 環境や地域についての困りごと」のデータを新たに掲載しています。それらのデータから特に南和圏域に特色があると分析し、奈良・西和・東和・中和圏域と南和圏域で地域を設定することとしています。

・(委員) 地域の設定について、例えば「本計画においては、医療と福祉と連携していく都合上、次のように設定している」等の説明文や東和圏域に関する説明文を漏れなく記載する工夫があれば良いと思う。